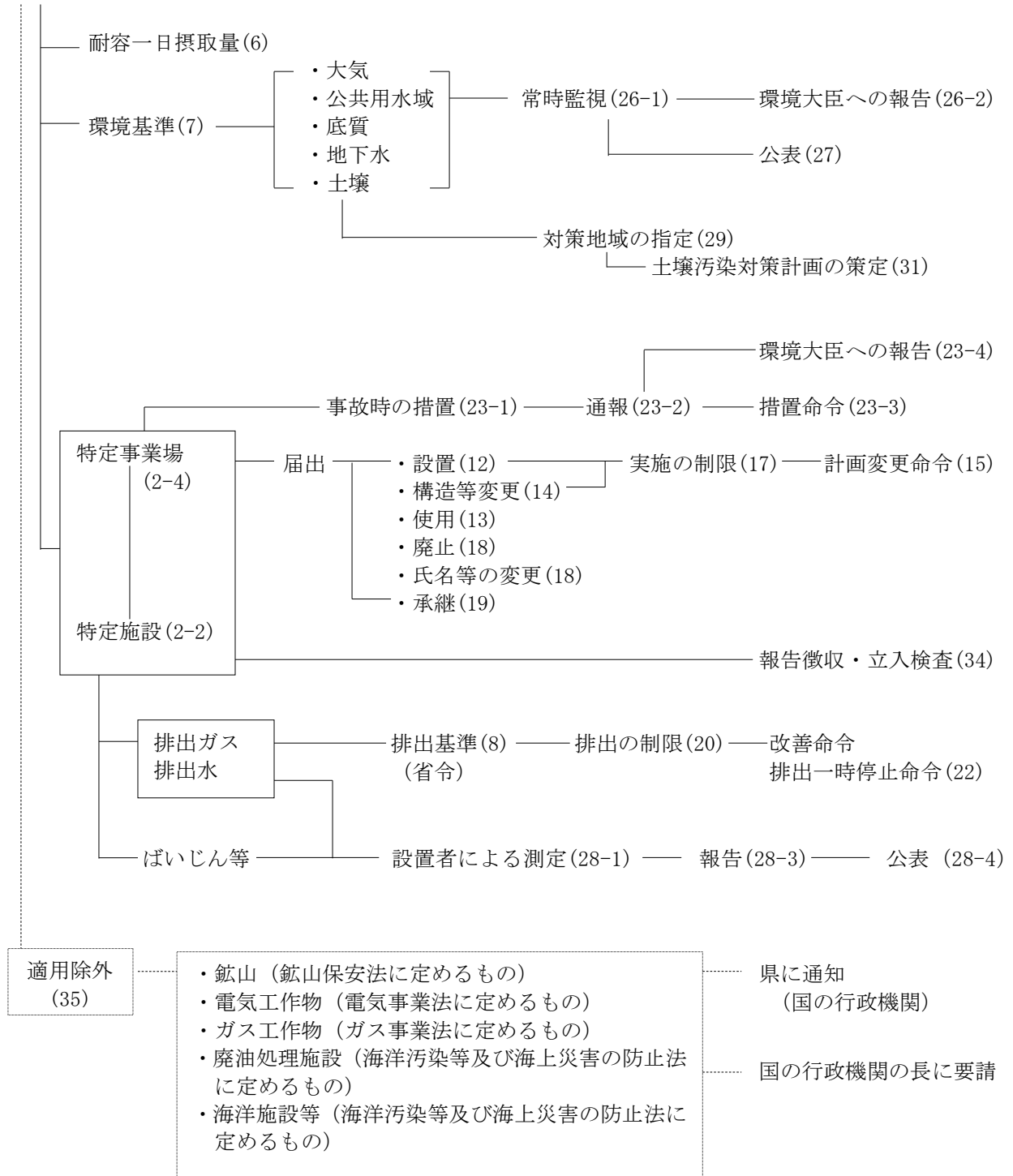


第7章 ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法の体系図

本法による規制等



第7章 ダイオキシン類対策特別措置法

第1節 耐容一日摂取量（法第6条、令第2条）

耐容一日摂取量	4 pg-TEQ/kg/日
---------	---------------

参 考

ダイオキシン類とは、次に掲げるものをいい、測定されたダイオキシン類の量を2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の毒性に換算し、毒性等量（TEQ）により評価する。

- 1 ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）
- 2 ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- 3 コプラナーポリ塩化ビフェニル（co-PCB）

第2節 環境基準（法第7条）

（平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正令和4年11月25日環境省告示第89号）

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水質の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下	JIS K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

- 備考
- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 - 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 - 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

第3節 排出基準（法第8条）

1 大気基準適用施設に係る許容限度

（規則第1条の2 別表第1）

（規則附則第2条第1項 附則別表第2）

規制対象施設			大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
令別表 第一の 号番号	特定施設の種類の 種類	施設規模要件	新設施設	既設施設
			H12年1月 16日以降に 設置	H12年1月 15日までに 設置済
1	焼結鉍の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力1t/時以上	0.1	1
2	製鋼用電気炉	変圧器の定格容量1,000kVA以上	0.5	5
3	亜鉛回収施設	焙焼炉	原料の処理能力0.5t/時以上	1
		焼結炉		
		溶鉍炉		
		溶解炉		
4	アルミニウム合 金製造施設	焙焼炉	原料の処理能力0.5t/時以上	1
		乾燥炉		
		溶解炉	容量1t以上	5
5	廃棄物焼却炉	焼却能力4t/時以上	0.1	1
		焼却能力2t/時以上～4t/時未満	1	5
		焼却能力2t/時未満	5	10

注) 1 排出ガスを測定する場合は、JIS K0311に定める方法（高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いる方法）によること（規則第2条第1項）。

注) 2 法第28条の規定による「設置者による測定」のうち、廃棄物焼却炉からの「排出ガス」（焼却能力2,000kg/時未満）及び「ばいじん及び焼却灰その他燃え殻」の測定は、下記の簡易測定方法により行うことができる（規則第2条第1項第4号、第2項第2号）。

イ ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法（生物検定法）

ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法（生物検定法）

ハ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（機器分析法）

※詳細は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成17年9月14日環境省告示第92号 最近改正平成22年3月31日環境省告示第26号）」参照

注) 3 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において、原則4時間以上採取すること（規則第2条第1項）。

注) 4 許容限度は、温度が零度で圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする（規則第2条第1項）。

注) 5 平成9年12月2日以降に設置工事が着手された廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力200kg/時以上）及び製鋼用電気炉の許容限度は、新設施設の許容限度を適用する（規則附則第2条第1項）。

2 水質基準対象施設に係る許容限度

(規則第1条の2 別表第2)

規制対象施設		水質排出基準 (pg-TEQ/L)		
令別表第二の号番号	特定施設の種類の種類	新設施設	既設施設	
1	クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造用の塩素系漂白施設	10	10	
2	カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設			
3	硫酸カリウムの製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設			
4	アルミナ繊維の製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設			
5	担体付き触媒の製造 (塩素及び塩素化合物を使用するもの) 用焼成炉の排ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設			
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設			
7	カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するもの) 用施設のうち			硫酸濃縮施設
				シクロヘキサン分離施設
				廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造用施設のうち			水洗施設
				廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用施設のうち			ろ過施設
				乾燥施設
				廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造用施設のうち			ろ過施設
				廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロー [3,2-b ^{3'} ,2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット) の製造用施設のうち			ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
				ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
				ジオキサジンバイオレット洗浄施設
		熱風乾燥施設		
12	アルミニウム・同合金の製造用培焼炉、溶解炉又は乾燥炉の排ガス処理施設のうち	廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) 用施設のうち	精製施設		
		廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属回収用施設のうち	ろ過施設		
		精製施設		
		廃ガス洗浄施設		
15	廃棄物焼却炉 (大気基準適用施設)	廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
		汚水等を排出する灰の貯留施設		
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設			
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			
17	フロン類の破壊 (環境省令で定める方法のもの) 用施設のうち	プラズマ反応施設		
		廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
18	上記の施設に係る汚水等を含む下水を処理する下水道終末処理施設			
19	上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			

注) 排出水を測定する場合は、JIS K0312に定める方法で行うものとする。

第4節 特定施設（法第2条第2項）

1 大気基準適用施設

（令第1条 別表第1）

No	施設名	規模	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する	焙焼炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
		溶解炉	容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力（※）50kg/時以上のもの ※廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計	

2 水質基準対象施設

(令第1条 別表第2)

令別表第二の号番号	特定施設の種類の種類	産業分類・適用業種等
1	塩素又は塩素化合物による漂白施設	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造業
2	アセチレン洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造業
3	廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造業
4	廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造業
5	廃ガス洗浄施設	担体付き触媒の製造業 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)
6	二塩化エチレン洗浄施設	塩化ビニルモノマーの製造業
7	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	カプロラクタムの製造業 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。)
8	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造業
9	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造業
10	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造業
11	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b·3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造業
12	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設
13	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設
14	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設
15	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設(汚水又は廃液を排出するもの)	令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設
18	下水道終末処理施設	第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

第5節 その他の規定

1 事故時の措置（法第23条）

(1) 事故時の措置の対象者

特定施設の設置者

(2) 対象となる事故の種類

特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合

(3) 事故の対応

設置者は応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するように努めるとともに、直ちに事故の状況を都道府県知事に通報する。

2 排出基準に係る毒性等価係数（法第8条第2項第1号）

2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算表

(規則第3条 別表第3)

種類	異 性 体	係 数
ポ リ 塩 化 ジ ベ ン ゾ ー ジ オ キ シ ン	2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
	1, 2, 3, 7, 8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
	1, 2, 3, 4, 7, 8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-七塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.01
	八塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.0003
	ポ リ 塩 化 ジ ベ ン ゾ フ ラ ン	2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾフラン
1, 2, 3, 7, 8-五塩化ジベンゾフラン		0.03
2, 3, 4, 7, 8-五塩化ジベンゾフラン		0.3
1, 2, 3, 4, 7, 8-六塩化ジベンゾフラン		0.1
1, 2, 3, 6, 7, 8-六塩化ジベンゾフラン		0.1
1, 2, 3, 7, 8, 9-六塩化ジベンゾフラン		0.1
2, 3, 4, 6, 7, 8-六塩化ジベンゾフラン		0.1
1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-七塩化ジベンゾフラン		0.01
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-七塩化ジベンゾフラン		0.01
八塩化ジベンゾフラン		0.0003
コ プ ラ ナ ー ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	3, 4, 4', 5-四塩化ビフェニル	0.0003
	3, 3', 4, 4'-四塩化ビフェニル	0.0001
	3, 3', 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.1
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-六塩化ビフェニル	0.03
	2', 3, 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3', 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4'-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-六塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5-六塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-六塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-七塩化ビフェニル	0.00003

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準

(法第24条第1項、令第4条第2項、規則第7条の2第1項)

ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準：3 ng-TEQ /g

※ 平成12年1月15日までに設置工事が着手されている廃棄物焼却炉から発生するばいじん及び焼却灰その他燃え殻については、次の方法により処分された場合は、上記基準を適用しない（規則附則第2条第3項）。

- 1 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 2 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 3 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

第6節 その他

1 ダイオキシン類対策特別措置法届出・報告事項一覧

番号	届出・報告を必要とする場合	届出の時期	法令条文	届出様式
1	特定施設を設置しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第17条）	法第12条	特定施設設置（使用、変更）届出書 （規則様式第1）
2	工場・事業場に設置している施設が法令の改正等により新たに特定施設となった場合（設置の工事中を含む。）	新たに特定施設となった日から30日以内	法第13条	
3	上記1又は2の届出をした特定施設の 1 構造 2 使用方法 3 発生ガス、汚水等の処理方法を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第17条）	法第14条	
4	特定施設の届出に係る 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者 2 特定事業場の名称及び所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内	法第18条	氏名等変更届出書 （規則様式第3）
5	届出に係る特定施設の使用を廃止したとき	使用廃止した日から30日以内	法第18条	特定施設使用廃止届出書 （規則様式第4）
6	届出をした者から特定施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併又は分割により承継した場合	承継した日から30日以内	法第19条	承継届出書 （規則様式第5）

番号	届出・報告を必要とする場合	届出の時期	法令条文	届出様式
7	大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者が排出ガス又は排出水の汚染状況について測定を行ったとき		法第28条第3項	ダイオキシン類測定結果報告書 (規則様式第6)
8	廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん等の汚染状況について測定を行ったとき		法第28条第3項	ダイオキシン類測定結果報告書 (規則様式第6)

注 総量規制に係る部分は省略した。

2 ダイオキシン類対策特別措置法罰則一覧

1	特定施設に係る計画変更命令(計画の廃止を含む。)、改善命令又は使用の一時停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法第44条)
2	排出者が排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第45条)
3	特定施設の設置者が事故によりダイオキシン類を大気中又は公共用水域に多量に排出させたときに、その事故の拡大又は再発防止のための措置命令に違反した場合	
4	過失による2の場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法第45条、第46条)
5	特定施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
6	特定施設使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	20万円以下の罰金(法第47条)
7	特定施設の設置又は変更に係る実施の制限期間に違反した場合	
8	報告徴収及び立入検査において報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	行為者を罰するほか、法人又は人に対して各本条の罰金(法第48条)
9	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が法人又は人の業務に関し、法第44～47条の違反行為をしたとき	
10	水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際の使用届出、大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際の使用届出、若しくは氏名の変更等の届出又は承継届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料(法第49条)